

「困難地整備支援」における補助区分の追加

補助対象事業区分	事業内容	細区分	補助率			要件	補助の対象行為
			現行				
困難地整備支援	・困難地とは、人家・道路等に近接した木の伐倒や掛かり木処理が想定される危険箇所、立木密度が高く、重度の負担がある箇所のうち、間接補助事業者では整備が困難である箇所。 ・刈払い、伐倒、玉切、集積、運搬等	里山・平地林	現行	刈払い ・抜伐り	ha当たり 500千円を上限	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可	・刈払い、伐倒、玉切、集積、積込み、運搬等
			(案) 全伐タイプ	標準伐採	・標準歩掛、既存事業を基準に算出した額を上限に設定予定	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可 ・植栽の実施	・刈払い、伐倒、玉切、片付け、整理、集積、積込み、運搬等
			(案) 特殊伐採	特殊伐採	・見積額を基準に既存事例をふまえ検討	・3者協定(10年間) ・次年度以降の管理 ・国庫、既存事業との併用不可	・標準伐採では対応できない特殊伐採行為